議案第８０号

亀山市後期高齢者医療に関する条例の一部改正について

亀山市後期高齢者医療に関する条例の一部を別紙のとおり改正する。

令和８年１１月２７日提出

亀山市長　　櫻　井　義　之

別　紙

亀山市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例

提案理由

条例の改正について、地方自治法第９６条第１項第１号の規定により議会の議決を求める。

亀山市条例第　　号

亀山市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例

亀山市後期高齢者医療に関する条例（平成１９年亀山市条例第２３号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定の下線を付した部分（以下「改正部分」という。）及び同表の改正後欄に掲げる規定の下線を付した部分（以下「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

（１）　改正部分及びこれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。

（２）　改正部分に対応する改正後部分が存在しないときは、当該改正部分を削る。

改正後	改正前
（市において行う事務） 第２条　市は、保険料の徴収並びに高齢者の医療の確保に関する法律施行令（平成１９年政令第３１８号）第２条並びに高齢者の医療の確保に関する法律施行規則（平成１９年厚生労働省令第１２９号）第６条及び第７条に規定する事務のほか、次に掲げる事務を行うものとする。 （１）～（７）　［略］ ［号を削る。］ （８）　［略］	（市において行う事務） 第２条　市は、保険料の徴収並びに高齢者の医療の確保に関する法律施行令（平成１９年政令第３１８号）第２条並びに高齢者の医療の確保に関する法律施行規則（平成１９年厚生労働省令第１２９号）第６条及び第７条に規定する事務のほか、次に掲げる事務を行うものとする。 （１）～（７）　［略］ （８）　広域連合条例附則第７条第１項の傷病手当金の支給に係る申請書の提出の受付 （９）　［略］
備考　表中の［　］の記載は注記である。	

附　則

この条例は、公布の日から施行する。